

## 南房総市パブリックコメント手続実施指針

### (目的)

第1 この指針は、パブリックコメント手続について必要な事項を定め、市民に対して、市の説明責任を果たすとともに、市民の市政への参画を促進し、もって市民との相互信頼に基づく市政を推進することを目的とする。

- 1 市の政策案などを策定の段階で事前に明らかにし、市民に説明する機会を設け、その案に対する様々な意見を提出してもらい、市民の多様な意見を市政に反映させていくことで、透明性の高い行政運営を行うことにより、市民の皆さんとともに歩む協働の市政の推進を展開していくための制度です。

### (定義)

第2 この指針においてパブリックコメント手続とは、市の基本的な政策等(以下「政策等」という。)の形成過程において、その政策に関する計画等の趣旨・内容その他必要な事項を公表し、広く市民等から意見・情報及び専門的な知識(以下「意見等」という。)を求め、提出された意見等の概要及び提出された意見等に対する市の考え方を公表し、これに対して提出された意見等を考慮して意思決定を行うための手続をいう。

- 2 この指針において「実施機関」とは、市長(水道事業管理者の権限を行う市長を含む。)、教育委員会、農業委員会、監査委員、選挙管理委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- 3 この指針において「市民等」とは、次に掲げる者をいう。
  - (1) 市内に住所を有する者
  - (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
  - (3) 市内の事務所又は事業所に勤務する者
  - (4) 市内の学校に在学する者
  - (5) 市税の納税者
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う政策等に利害関係を有する者

- 1 本来的に市がその行政責任について説明責任があるのは、市民に対してであり、行政活動に要する経費を負担するものも納税者であることから、この制度の目的からも、参加を積極的に求めるべき範囲を明らかにしておく必要があるため、市民等の範囲を限定しています。
- 2 利害関係を有する者とは、市内に拠点となる事業所や事務所がなくても、建築、開発行為など市内でさまざまな事業活動を営む事業者や、福祉や環境などさまざまな分野におい

てボランティア活動や公益活動をしている団体、さらには市内の学校に子供を通学している保護者などを想定しています。

(対象事案)

第3 パブリックコメント手続の対象事案（以下「対象事案」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 総合計画その他の市の基本的な政策を定める計画又は個別の分野における施策の基本的な事項を定める計画の策定又は改定
- (2) 市政に関する基本方針を定めることを内容とする条例又は市民に義務を課し、権限を制限することを内容とする条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものは除く。）の制定又は改廃
- (3) 市の基本的な方向性等を定める憲章、宣言等の策定又は改定
- (4) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が特に必要と認めるもの

2 前各号の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、実施機関は、パブリックコメント手続を実施することを要しない。

- (1) 法令等により意見等の聴取に関する定めがある場合
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第74条第1項の規定による直接請求により議会へ提出するもの
- (3) 迅速性又は緊急性を要するもの、軽微な変更と認めるもの及び実施機関に裁量の余地がないもの
- (4) 対象事案を委員会、審議会等がこの指針に準じた手続を経て策定した報告・答申等を尊重して決定した場合で、実施機関が改めて同手続を実施する必要がないと判断した場合

1 具体的な案件がこの制度に定める手続をとるべき対象であるかどうかについては、個別の計画の性格、内容等に応じて実施機関の政策等を所管する部局がこの制度の趣旨に照らして判断し、また、その判断についての説明責任を負うものとします。

2 「その他の市の基本的な政策を定める計画」とは、「男女共同参画計画」・「国民の保護に関する計画」・「観光振興基本計画」など、全市域を対象として将来の市の施策展開の基本方針や進むべき方向、その他基本的な事項を定める計画をいい、構想、指針、プラン等の名称は問いません。

3 「市政に関する基本方針を定めることを内容とする条例」とは、「行政手続条例」・「情報公開条例」等の市民全体に影響を及ぼす基本理念や基本方針などを定める条例をいいます。ただし、職員の給与に関する条例など行政内部のみに適用されるものは該当外とします。

4 「市民に義務を課し、権限を制限することを内容とする条例」とは、地方自治法第14条第2項（普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定

めがある場合を除くほか条例によらなければならない。)に基づく条例が該当します。

「廃棄物の処理及び清掃に関する条例」など。

ただし、「市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収」については、地方自治法第74条第1項に定める直接請求の対象から除外されていますので、同法規定の趣旨に準じてこの指針においても対象外とします。

- 5 「実施機関が特に必要と認めるもの」とは、市民が利用する公共施設や供用施設の整備にかかる基本的な計画の策定及び変更などが考えられます。「市庁舎」・「図書館」・「公民館」・「コミュニティセンター」・「公園」などが想像できますが、事業規模の大小に関わらず、事業の性格等を考慮して、本手続の実施を判断することが望ましいと考えます。
- 6 「法令等により意見等の聴取に関する定めがある場合」とは、都市計画法などの法令の規定により、公聴会の開催や市民からの意見書をもとに都市計画審議会の開催が義務付けられている場合をいいます。
- 7 「迅速性又は緊急性を要するもの」とは、市民等の生命や健康を守るために緊急に条例案を議会に上程しなければならない場合等、この手続に要する経過時間中に政策の効果が損なわれるなどの理由でこの手続を経る暇がない場合をいいます。また、「軽微な変更と認めるもの」とは、大幅な改正又は基本的な事項の改正を伴わないものや上位法令・上位計画などの変更に伴う表現変更をする場合をいいます。「実施機関に裁量の余地がないもの」とは、上位法令や国・県の計画にその内容が詳細に規定されており、その規定に沿って選択肢のない決定をする場合をいいます。
- 8 附属機関等がこの指針に準じた手続きを経て策定した答申等を受けて実施機関が意思決定を行う場合には、同様の手続を繰り返すことは効率性、費用対効果の観点から好ましくないことから、改めてこの制度を適用しないこととします。

#### (公表時期及び公表資料)

第4 実施機関は、政策案を策定しようとするときは、最終的な意思決定を行う前の適正な時期に、対象事案を公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により対象事案を公表するときは、作成した趣旨、目的、背景等当該対象事案を理解するために必要な資料を併せて公表するよう努めるものとする。

- 1 公表は、最終的な意思決定の前に行いますが、条例案や議会の議決を要するものは議会提案前となります。
- 2 「適正な時期」とは、原則として計画等の案ができた時期をいいます。
- 3 公表される「案」は、計画等の案そのものに限らず、その内容を明確に示すもので差し支えないこととします。また、事案に応じ、いくつかの代替案を同時に示すことが有効であるときは、そのような方法でも差し支えないものとします。

ただし、公表した後に実施機関が、その案について大きく変更することはできません。

変更できるのは、パブリックコメント手続を経た意見等のみとします。

4 対象事案を公表するに当たっては、市民等がその案件について内容を十分理解し、適切な意見等の提出を求めるために、案だけでは十分理解できない場合には、次に掲げる関係資料及び関連情報を併せて公表するよう努めるものとします。

- (1) 当該施策等の概要
- (2) 根拠となる法令
- (3) 計画策定及び改定に当たっては、上位計画の概要
- (4) 当該施策等の実施によって生じることが予測される影響の程度及び範囲

(公表の方法)

第5 第4の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 市ホームページへの掲載

(2) 実施機関が指定する場所での閲覧又は配付

2 第4の規定により公表するときは、提出先、提出方法、提出期限その他の意見等の提出に必要な事項を提示するものとする。

3 対象事案の内容が相当量に及ぶ場合は、その概要を第1項の方法により公表することとし、対象事案及び資料全体については、実施機関担当課等における閲覧のみとすることができる。

1 公表に当たっては、広く市民等に周知する必要がありますので、少なくとも市のホームページに掲載するとともに、実施機関が指定する場所での閲覧又は配付をします。その他必要に応じて、広報「みなみぼうそう」への掲載や報道機関への発表も行うものとします。

2 「実施機関が指定する場所」とは、担当課等の窓口、各支所、各地区公民館、図書館を想定しています。

3 対象事案及び公表資料が膨大な量となる場合や図面、写真など経費がかかる場合には、行政効率の面からそのすべてをホームページに掲載する必要はなく、対象事案及び公表資料の概要で代えることとします。この場合、パブリックコメント手続の実施状況や資料等のすべてを入手する方法をホームページ、広報「みなみぼうそう」に掲載することとします。

(意見等の提出)

第6 実施機関は、市民等が意見等を提出するために必要な期間として、対象事案の公表の日から原則として30日以上提出期間を設けるものとする。

2 意見等を提出しようとする市民等は、その意見等を次に掲げる方法により、実施機関が指定する場所等へ提出しなければならない。

(1) 書面による提出

(2) 郵便等による提出

(3) 電子メールによる提出

(4) ファクシミリによる提出

3 意見等を提出しようとする市民等は、住所、氏名(団体にあつては団体名)及び連絡先を明記しなければならない。

1 意見等の提出期間は、市民等が意見等を提出するために必要な時間を十分に確保する必要があることから、原則30日以上とします。ただし、この期間があまり長期になると行政執行の効率が悪くなることが考えられるため、一応の目安を定めたもので、意見等を募集する案件の内容の重要性や意思決定をするまでのスケジュール等を考慮して、実施機関の判断により適宜定めるものとします。

また、30日以上意見提出期間を定めることができないやむを得ない理由があるときは、第1項の規定にかかわらず、30日を下回る意見提出期間を定めることができます。この場合においては、案の公示の際、その理由を明らかにします。

2 意見を明確に把握するという観点から、書面等記録が残らない電話、口頭は不可とします。

3 「実施機関が指定する場所等」とは、原則として所管課を指しますが、必要に応じてその他の場所を指定することも可能です。

4 市民等が意見等を提出する際に氏名及び住所等の明記を意見等の受付条件とするのは、意見提出に係る責任の所在をはっきりさせること、意見内容の確認を行う可能性があること及び匿名とした場合に適切でない意見などが提出されることを防ぐ目的があります。したがって実施機関は、対象事案を公表する際に、必ずその条件を明示することとします。

(意見等の取扱い)

第7 実施機関は、第6の規定により提出された意見等を考慮し、対象事案について意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の意思決定を行ったときは、対象事案に併せて市民等から提出された意見等及び提出された意見等に対する実施機関の考え方を公表するものとする。この場合において、提出された意見等のうち類似の意見等及びこれに対する実施機関の考え方をまとめて公表することができる。ただし、南房総市情報公開条例（平成18年条例第10号）第6条に規定する非開示情報に該当するものは除く。

3 第5第1項の規定は、前項の公表の方法について準用する。

1 実施機関は、提出された意見等を考慮して対象事案の最終的な意思決定を行いますが、それは提出された意見等を必ず採り入れるということではなく、提出された意見等を十分考慮して、その上で判断するということとします。

2 対象事案について賛否を問う住民投票ではないことから、賛否の結論だけを示した意見については実施機関の考え方を示さない場合があります。

3 提出された意見等は、原則としてすべて公表の対象となりますが、原案と関係のない意見等については公表しないものとします。

4 提出された意見等を公表するときは、「南房総市個人情報保護条例」の規定が適用されるので、住所、氏名などの個人情報は公表しないこととします。

5 提出された意見等のうち個人・団体の権利・利益等を害する恐れがあるものについては、実施機関において適宜公表しないことができるものとします。

(意思決定過程の特例)

第8 政策等の案に関して、本市において法第138条の4第3項の規定により設置する審議会その他の附属機関及び実施機関が設置するこれに準ずる機関が、この指針に準じた手続を経て策定した報告、答申等に基づくものは、実施機関は、この指針によるパブリックコメント手続を行わないで意思決定することができる。

1 市が附属機関等の報告や答申を受けて政策等の意思決定をする際、附属機関等ですでにこの指針に定める手続に準じた手続を経ている場合、効率性、費用対効果の観点から好ましくないと考えられることから、この附属機関の手続を本指針の手続とみなすものです。

なお、実施機関が附属機関等の答申等を受けた後パブリックコメント手続を実施する場合は、実施結果を当該附属機関等へ報告するものとします。

(指針の実効性確保)

第9 実施機関は、この指針に基づくパブリックコメント手続の適正な実施を確保するため、パブリックコメント手続実施責任者を定めるものとする。

2 市長は、パブリックコメント手続を行っている案件の一覧表を作成し、第5の方法により公表するものとする。

この条例の実効性を確保するため、次の3つの方策を講じます。

1 各実施機関の課長、局長、室長及び書記長を「パブリックコメント手続実施責任者」とし、パブリックコメント手続を要する政策等の把握及び実施にあたっての調整を担当させます。

2 この指針に基づき、実施状況については、募集中、結果公表中、実施予定のものと区分して、案件名、募集期間(実施予定のものについてはその時期)、問合せ先等を示します。常時公表し、市民等の意見等の提出を促進します。

第3第2項の規定によりパブリックコメント手続を実施しなかった場合についても、説明責任の一環として、一覧に含めて公表します。

(委任)

第10 この指針に定めるもののほか、必要な事項は、実施機関が別に定める。

1 運用方法については、実施機関へ委任します。

附 則

(施行期日)

1 この指針は、平成18年11月1日から施行する。

〈経過措置〉

2 この指針の施行の際、現に立案過程にある対象事案については、この指針の規定は適用しない。ただし、可能な範囲において、パブリックコメント手続に準じた手続を実施するものとする。

1 施行日において策定中の政策等については、スケジュール等を考慮し、この指針に基づくパブリックコメント手続の実施義務はないものとしますが、できる限りこの制度に準じた手続をとるよう努めます。